

(目的)

第1条 この規程は、次の各号のいずれかに該当する者の修学や活動を奨励し、支援することを目的とする。

- (1) 一般入試又は共通テスト利用入試によって入学する者のうち、成績優秀である者
- (2) 在学生で他の学生の模範となるような者のうち、経済上の事由により修学が困難である者
- (3) 在学生で優秀な成績と高い語学力を備える者のうち、本学と協定を締結する海外の高等教育機関へ渡航し正課科目の修得に挑戦する者

(名称及び種類)

第2条 前条の学資金を追手門学院大学桜みらい奨学金(以下「奨学金」という。)といい、この奨学金を受ける者を追手門学院大学桜みらい奨学生(以下「奨学生」という。)という。

2 奨学金の種類は次の通りとする。

- (1) 入学前未来型
- (2) 学業・課外活動奨励型
- (3) 井谷憲次留学奨学金

(資金)

第3条 本奨学金は、次の各号をもって資金とし、各号の順に資金にあてるものとする。

- (1) 井谷奨学基金
- (2) 寄付金
- (3) 大学の経常収入

(資格)

第4条 入学前未来型を申請する者は、日本国籍を有する者又は特別永住者若しくは日本人(永住者)の配偶者等であり、次の各号のいずれかの要件を満たしている者でなければならない。

- (1) 別に定める学業基準を満たす者
- (2) 入試委員会において選出された者

2 学業・課外活動奨励型を申請する者は、日本国籍を有する者又は特別永住者若しくは日本人(永住者)の配偶者等であり、次の各号の要件を満たしている者でなければならない。

- (1) 2年生以上の者。ただし、最低修業年限を超える者又は編入学生の3年次生は対象外とする。
- (2) 別に定める学業基準及び家計基準を満たす者(ただし、1年生で入学前未来型に採用されていた者については家計基準を問わない)

3 井谷憲次留学奨学金を申請する者は、日本国籍を有する者又は特別永住者若しくは日本人(永住者)の配偶者等であり、かつ、追手門学院大学学部学生交換留学規程第8条において交換留学の許可を得た者でなければならない。

4 奨学生がその資格を有する期間、他の奨学金との重複受給については、次の各号のとおりとする。

- (1) 桜みらい奨学金の他の型及び教育後援会給付奨学金と重複して受給することはできない。
- (2) 家族学費減免特例措置と重複して受給することができる。ただし、合計受給額が年間授業料相当額を超えることはできない。
- (3) 井谷憲次留学奨学金については、前二号の適用外とする。
- (4) 国の高等教育修学支援制度と重複して受給することができる。国の高等教育修学支援制度との重複受給に関する本奨学金の種類毎の詳細は、各々の内規に定める。
- (5) 前各号以外の奨学金等との重複受給は、当該奨学金等の規定によるものとする。

(金額及び期間)

第5条 奨学金は給付制とし、給付額は別に定める成績基準、課外活動等成績基準及び派遣先高等教育機関別の基準に基づいた金額とする。

2 奨学金の給付期間は、当該年度限りとする。

(申請)

第6条 奨学金の給付を申請する者は、所定の期日までに所定の申請書類及び証明書類を学生支援課に提出しなければならない。

2 井谷憲次留学奨学金の給付を申請する者は、所定の期日までに所定の申請書類及び証明書類を国際連携企画課に提出しなければならない。

(選考基準)

第7条 奨学生の選考は、学業成績等により、入学前未来型、学業・課外活動奨励型及び井谷憲次留学奨学金それぞれ、別に定める選考方法に基づいて行う。

(採用)

第8条 奨学生の採用は、学生支援委員会が書類審査を行い、学長が決定する。

2 採用された者が奨学生の資格を失った場合でも、下位の者を繰り上げることはできない。

(異動)

第9条 奨学生は当該年度において、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、直ちに学生支援課に届け出なければならない。

- (1) 休学、退学又は除籍
- (2) 留学(井谷憲次留学奨学金は適用外)
- (3) 本人の氏名、住所、その他重要事項の変更
- (4) 奨学金を辞退するとき。

(失格)

第10条 奨学生が当該年度において、次の各号の一に該当するときは、奨学生の資格を失うものとする。

- (1) 休学又は退学したとき。
- (2) 除籍になったとき。
- (3) 修学の見込みがないとき。
- (4) 追手門学院大学学則第64条等により処分を受けたとき。
- (5) 奨学金を辞退したとき。
- (6) 正当な理由なく前条第2号及び第3号に定める届出を怠ったとき。
- (7) 井谷憲次留学奨学金については、奨学金支給の根拠となる海外留学が、その理由を問わず海外渡航前に中止となったとき、又は海外渡航後に受給者の責により中止となり、途中帰国等で海外留学が完遂できなかったと認められたとき。

(返還)

第11条 奨学生が前条各号のいずれかに該当する場合又は奨学金の受給が不相当と認められる場合には、返還を求めることができる。

2 前項により返還を求められた者は、所定の奨学金を、返還を求められた日から起算して2週間以内に一括して返還しなければならない。

(所管)

第12条 この規程に関する事務は、学生支援課が行う。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、2018年4月1日から施行する。
- 2 入学前予約型については、2018年度入学生からこれを適用する。
- 3 この規程の制定により、追手門学院大学学業成績優秀者給付奨学金規程(2006年1月30日制定)、追手門学院大学スポーツ活動実績優秀者給付奨励金規程(2008年11月17日制定)及び追手門学院大学給付奨学金規程(2010年12月20日制定)は、2018年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2018年7月1日から施行する。
- 2 2019年度入学生の入学試験から適用する。

附 則

この規程は、2019年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年3月19日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2025年7月12日から施行する。
- 2 この規程の改正により、追手門学院大学派遣交換留学奨励金規程(2020年9月11日制定)は、2025年7月11日をもって廃止する。ただし、2025年7月11日までに追手門学院大学派遣交換留学奨励金規程の適用を受ける者については、この規程による改正にかかわらず、なお従前の例による。